

事業計画書

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

<総務部>

事業の計画	事業の内容
1.制度・組織に関する事項	1.組織の充実・積極的広報活動の環境整備を図る。 (1)各委員会機能の充実 (2)情報公開の内容の更新 (3)相談活動・広報活動への協力 (4)会員発信文書の電子化の更なる推進 (5)隣接職能として仙台弁護士会との連携・協調 (6)支部との連携推進 (7)会館取得についての対応 (8)司法書士関係法規集の改訂 (9)会員名簿の更新 (10)会員証の発行 2.裁判事務についての関係機関との連携・協調 3.司法書士会総合相談センター及び調停センター設置運営への協力
2.会員の業務の改善に関する事項	1.登記オンライン申請への対応 (1)登記オンライン申請に関する情報の積極的提供 (2)法務局との打合せ 2.司法書士倫理の周知徹底
3.非司法書士排除に関する事項	1.非司法書士排除に関する事業 (1)非司法書士実態調査の実施 (2)非司法書士行為者への対応
4.危機管理への対応	1.宮城県内地震・災害への具体的対応
5.その他	1.日本司法支援センターへの対応

< 企画広報部 >

事業の計画	事業の内容
1. 研修事業	<p>「日司連会員研修実施要領」に基づき、単位制研修を実施する。</p> <p>1. 全体研修会 (1) 集合研修～全会員を対象とした集合研修会 改正不動産登記・会社法等に関する研修 司法書士執務及び倫理等に関する研修 裁判実務研修 個人情報保護法に関する研修 ～ に関する研修会を3回開催予定 (各回5単位程度)</p> <p>(2) 専門分野研修会 外部講師を招き、専門分野についての研修会を実施。 (3単位)</p> <p>(3) 通信研修～レポート方式による研修 2回実施予定 (各回3単位程度)</p> <p>2. 新人研修会 当会の組織員としての認識を深め、司法書士としての職能倫理を養成することを目的とした研修会を開催する。</p> <p>3. ビデオ研修の実施 支部との連携を図り、ビデオによる研修を実施する。</p> <p>「日司連会員研修実施要綱」に基づき年次研修を実施する。</p> <p>1. 年次研修 9月30日 該当者に対して倫理研修を実施する。ストリーミング研修とグループ研修による。</p>
2. 広報事業	<p>対内的広報活動を行う。</p> <p>1. 会報の発行 2. 宮城県司法書士会ニュースの定期的発行</p> <p>対外的広報活動を行う。</p> <p>1. ホームページの更新 2. リーフレットの作成・改訂 3. 報道機関への司法書士制度のPR 4. 新不動産登記法・会社法の広報</p>

事業の計画	事業の内容
3.委員会活動	<p>1.研修委員会 (1) 全体研修会、専門分野研修会の企画及び実施。 4回予定 (2) 通信研修を実施する。 2回予定 (3) 新人研修会の企画及び実施。 (4) 本会与支部の研修に関する連絡調整に当たる。 (5) 年次研修会を実施する。 (6) 第6回特別研修への準備・運営 (7) ブロック新人研修の運営補助</p> <p>2.図書管理委員会 (1) 図書、ビデオの整理、管理作業に当たる。 (2) ビデオ研修の企画、ビデオ、書籍の購入。 (3) 照会事案、諮問事項等の検討作業に当たる。 (4) 業務に関する事例等の研究及び情報の提供に当たる。</p> <p>3.広報委員会 (1) 「宮城県司法書士会ニュース」の定期的発行 (2) 会報(年報)の発行 (3) ホームページの更新 (4) リーフレットの作成・改訂 (5) 報道機関への司法書士制度の広報、宣伝 (6) 新不動産登記法・会社法の広報</p> <p>4.研修単位管理委員会 (1) 任意研究団体の登録事務に当たる。 (2) 単位付与に関する資料の審査及び整理に当たる。 (3) 会員研修記録の調整及び管理に当たる。</p> <p>5.法律講座実行委員会 (1) 「高校生のための法律講座」を実施する。 (2) その他の法律講座、講演会、講習会の実施。</p>
4.その他の活動	1.新人配属研修を実施する。

< 相談事業部 >

事業の計画	事業の内容
1. 司法書士会総合相談センターの運営	1. 司法書士会総合相談センターの運営 (1) 定期的法律相談会の開催 (於：宮城県司法書士会館) 週 5 回の (無料) 面接相談、電話相談 (2) 各支部との共催による法律相談会の開催 (3) 名簿登載相談員の拡充及び相談員のための研修会の開催 (4) 「法の日週間」の相談会開催 (5) 「相続登記はお済ですか月間」の相続登記無料相談会の開催 (6) 日本司法支援センターへの協力 (7) 総合相談センターの広報 (8) 関係各団体への相談員派遣並びに委員派遣
2. 司法書士会調停センターの運営	1. 司法書士会調停センターの設置準備 (1) 調停センター正式稼働への準備 (2) 調停実施者の養成 (3) 調停センターの試行的稼働
3. 司法過疎地域への対応	1. 各支部との共催による法律相談会の開催 (1) 可能な限り定期的により多くの相談会を実施する。
4. 災害復興支援士業連絡会	1. 災害復興支援士業連絡会に参加し、災害発生後における、士業同士の連携・協調のあり方を検討する。